**資料１**

**愛知県地域保健医療計画の中間見直しについて**

**１ 趣旨**

医療法第30 条の6 の規定により、医療計画は計画期間である６年間のうち、３年ごとに必要があると認めるときは中間見直しを行うものとされています。

よって、今回の医療計画の見直しでは、３年の経過に伴う各項目の時点修正を行います。

**２ 策定時期等**

（１）県計画は、国通知に基づき、2021(令和3)年度中に策定する。

（２）中間見直し後の計画期間は、2023(令和5)年度までとする。

（３）医療圏計画は、県計画の原案の記載内容を反映させ、2021(令和3)年度中に策定する。

**３　今回の主な見直し内容**

（１）時点の修正

現状に沿った内容での時点修正。

（２）災害医療調整本部設置要綱の改定による変更

ア　災害医療調整本部⇒保健医療調整本部へ名称変更

イ　地域災害医療対策会議⇒保健医療調整会議へ名称変更

**４　見直しの方針**

　新型コロナウイルス感染症対策業務に注力するため、可能な範囲で行います。（令和３年６月２５日付け愛知県保健医療局長通知）